

第7回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和6年12月20日（金）
午前9時28分から午前10時54分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 11名
- 4 欠席委員・・・谷元英昭委員、木脇文雄委員、高崎充弘委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中事務局長・水元・野上・藏富・南崎

7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:28	議 長	皆さん、おはようございます。ただ今から、第7回日南市農業委員会総会を開会いたします。 1番、谷元委員、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇委員、高崎委員より欠席届が提出されております。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は11名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に11番の高橋悟委員、12番の山本博己委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。以上でございます。

	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	<p>異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由説明を事務局よりお願いいたします。</p>
	事務局	<p>提案理由の説明の前に、前回総会時に杉本委員より中間管理権設定について、新規と更新についての質疑がありました。公社に確認しましたところ、中間管理権の設定については、新規と更新の区別はなく、全て新たな契約として取り扱うということでした。総会資料の5ページをご覧ください。集計表となりますが、今回より新規と更新の表記を削除しておりますので、報告致します。</p> <p>次に、総会資料2ページをお開きください。議案第2号農地法第5条の許可申請、受付番号6番につきまして、申請代理人より取り下げの申請がありましたので、削除をお願いします。</p> <p>それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。</p> <p>まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして農業委員会に対し、申請がありました5件について当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が5件で、受付番号1番から4番は、経営規模拡大のため、受付番号5番は、経営移譲のためとなっております。</p> <p>次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました5件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容については、受付番号1番4番、5番は、一般個人住宅用地のため、受付番号2番は、駐車場用地のため、受付番号3番は、植林のためとなっております。</p> <p>次に総会資料3ページ、4ページです。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、2件について審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が2件となっております。</p> <p>次に総会資料5ページから6ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、市が利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、3件について</p>

	事務局	<p>審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が3件となっております。</p> <p>次に、総会資料7ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました2件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番は、農地法施行以前から農地以外の土地であるため、非農地として証明するものであります。受付番号2番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。</p> <p>以上、説明いたしました、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
	議長	ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場は、事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。東郷・鶴戸地区と南郷地区が、会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、会議室6になります。細田・大窪地区、北郷地区につきましては、会議室7になります。以上の会場をお願いいたします。
	議長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始していただきます。地区別審査会は、午前10時10分をめぐり終了し、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
10:12	議長	<p>それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の許可申請について5件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番につきまして担当委員より報告願います。</p>
	三 賢	<p>飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。12月14日に現地確認しました。申請地は、広域農道と県道が交わる永吉交差点より吉野方の方へ100m行った大根川に架かる橋の手前を右手に行き、倉掛地区を800m行った耕地整備がされた水田地帯の川沿いの一番奥の1筆になります。譲渡人は経営縮小、譲受人は経営規模拡大でトラクターやコンバインを所有しています。申請書どおりであることを申請者兩人に確認しています。問題ないと判断しました。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>続きますして、受付番号2番につきますして担当委員より報告願います。</p>
田 端	<p>3番、田端です。受付番号2番について説明します。12月13日、譲渡人立会いのもと現地確認しました。申請地は、松原団地の北側にあたり、建設中の高速道路の橋脚のすぐそばです。申請地の両隣は宅地ですが、譲渡人の妻が、去年まで畑としてきれいに耕作されていました。今回、高齢で耕作できないということで、不動産会社に紹介したところ譲受人との話がまとまったそうです。譲受人には、今後の農地の管理について確認しました。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>続きますして、受付番号3番、4番につきますして、担当委員より報告願います。</p>
田 中	<p>18番、田中です。受付番号3番、4番について説明します。申請地は、瀧上小学校から7kmほど北方南郷線を串間の方に向かいますと瀧上上地区の大牟礼集落があります。受付番号3番については、地区の公民館から50m行ったところにある331㎡の田んぼです。現在は譲受人が水稻を作付けされており、譲渡人が高齢により購入を依頼され、話がまとまったようです。12月18日に譲渡人、譲受人に確認し、問題ないと判断しました。</p> <p>受付番号4番については、公民館の裏側にあたる小高いところにある水田で、譲受人は水稻を作付けされるとのことです。受付番号4番の譲渡人も高齢のため譲渡するとのこと、特に問題はありません。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>続きますして、受付番号5番につきますして、担当委員より報告願います。</p>
池 田	<p>16番、池田です。受付番号5番について説明します。12月14日に現地確認しました。12月16日に申請代理人に申請内容を確認し、譲受人には電話で確認しました。申請地は、南郷中学校と国道220号線の間にある一角にある田とJAの南郷選果場周辺にある田で、いずれも圃場整備されています。譲渡人は、今年の2月に農業していた母親から相続を受け、譲渡人と譲受人は親子であり、実質的な農業後継者である息子に贈与するもので、農地法第3条による所有権移転について問題ないと判断しました。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>

10:20	議 長	議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は、原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に議案第2号、農地法第5条の許可申請について、5件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について担当委員より報告をお願いします。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。12月14日、15日に譲渡人と譲受人に連絡し、12月16日に両者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、旧楠原地区土地改良区、下耕整の一角にあります。現地周辺は、住宅化し、老人ホームが建ち並んでおり、老人ホームの真後ろの土地になります。譲渡人は以前、水稻を作付けしていましたが、近年は周囲が住宅化し、水の確保が困難になり、草払い等をし、休耕地として管理されていたそうです。譲受人は、県外の会社を定年退職したことを機に親兄弟が暮らしている日南市に住宅を新築する計画をし、譲渡人に相談したところ、売買が成立したので今回の申請に至ったそうです。隣接地の境界は、ブロック塀で土留めをし、生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水は自然地下浸透及び公共の側溝に排出するとのこと。周辺は住宅化しており、影響を与える農地はありません。また、土地改良区の意見書も添付されており、問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。 続いて受付番号2番について説明いたします。12月13日、譲受人、譲渡人に連絡し、譲受人と現地調査しました。申請地は、飢肥城観光駐車場下の城ノ橋を吉野方方面に渡り切った100m先の右側に自動車塗装工場と自動車整備工場があります。その整備工場横の休耕地と県道を挟んだ真向かいにある休耕地の2筆になります。譲渡人は、住宅化し、水稻の管理がしにくいため、休耕地として管理していたそうです。譲受人は自動車整備工場を運営していますが、作業場や資材置き場が手狭になり、業務に支障をきたしているため、譲渡人に相談したところ売買が成立し、今回の申請に至りました。境界は、ブロック等で土留めをし、雨水は自然地下浸透及び県道の側溝に排水するそうです。周辺は住宅化しており、影響を与える農地はありません。土地改良区の意見書も添付されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長	<p>続きまして、受付番号3番について担当委員より報告願います。</p>
神 原	<p>飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号3番について説明します。譲渡人、譲受人に電話で確認した後、12月19日に現地調査を行いました。申請地は酒谷地区名尾で、国道222号線を酒谷小学校から日南ダムへ向かう途中にある、小松山登山口の方面への道を進み、名尾集落を過ぎた先に位置します。申請されているのは、隣接した計3筆、約1500㎡の農地です。地目は畑となっていますが、現状は杉の幼木が植林されています。当該地で柿を栽培していた譲渡人が体調を崩したことを機に売買に至ったようですが、農地であることを失念しており申請前に植林してしまったとのことでした。譲渡人からは、追認申請に至る経緯を記した始末書が添付されており、譲受人である林業会社からは造林計画書が提示されています。周囲に農地はなく、農地利用は困難な土地です。総合的に検討し、転用許可は妥当であると考えます。ご審議の程よろしく願います。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号4番、5番について担当委員より報告願います。</p>
山 本	<p>12番の山本です。受付番号4番について説明します。12月18日、譲渡人に電話をして確認しました。譲受人、譲渡人は祖母と孫の関係です。祖母の畑に孫が住宅を建設するため、申請することです。申請地は、西弁分二丁目、公園の北側になります。周囲に農地はありません。建築にあたっては、土地を整備し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置し、市道側溝に排出する計画になっています。許可妥当と判断しました。</p> <p>次に5番案件を説明します。12月18日、譲受人に電話にて確認しました。申請地は、戸高二丁目、重機レンタル会社の南側にあたります。譲受人が購入し、住宅を建築する計画です。建築にあたっては、境界線にブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎ、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置し、側溝に排水する計画となっております。許可妥当と判断しました。ご審議方よろしく願います。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の各担当委員の報告について質疑はございませんか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>では、議案第2号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。</p>
全委員	<p>挙手</p>

10:28	議 長	はい。全員賛成ですので、議案第2号については、原案どおり許可相当とすることに決定いたしました。
	議 長	次に、議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転について2件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	作 本	8番、作本です。受付番号1番、2番について、譲受人が同じで、申請地も隣接しているのです、一緒に説明します。12月16日に譲渡人に連絡して確認し、17日に譲受人と現地確認いたしました。申請地は、細田下塚田地区です。下塚田の県道3号線沿いの消防の格納庫から北側に市道を約2km登ったところにあります。譲受人は、ハウス金柑や露地みかんを栽培している認定農業者です。譲渡人は土地を処分されたい意向で、譲受人が隣接地にハウスを建てる計画をしており、その隣接地が今回の申請地になります。一部は以前より譲受人に管理を委託されていた土地であり、売買契約に至ったとのこと。何の問題もないと思います。ご審議方よろしくお願いたします。
	議 長	ただ今の担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、計画に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
10:30	議 長	全員賛成ですので、議案第3号は同意することに決定しました。
	議 長	次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について3件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について担当委員より報告願います。
	金 丸	4番、金丸です。受付番号1番について説明します。12月18日現地確認しました。申請地は、酒谷4区、農地所有適格法人が運営しているトレーニングハウスの一棟です。中間管理機構の案件で、何も問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について私から説明いたします。

10:33	平 賀	ただ今、金丸委員の方から報告がありました酒谷のトレーニングハウスで来年の7月まで研修を受けられる借受予定者が、それ以降にハウスできゅうりの栽培をされるということで、今回の案件になっています。申請地は、東郷インターから北郷方面に向かうと約400m行った左手にあり、現在ハウスが建設中であります。中間管理機構の案件ですので、問題ないと思います。ご審議方お願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号3番について説明します。12月17日、借受予定者に電話で確認を行い、貸人と一緒に現地確認しました。申請地は南平公民館から北に約500m行った柑橘園地帯にある柑橘園になります。貸人は、兼業農家で規模縮小であります。借受予定者は申請地近隣で、両親と共に柑橘生産を行っております。何も問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいいたします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号について、計画に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号は、同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第5号、非農地証明願について2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	4番、金丸です。受付番号1番について説明します。12月18日、代理人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷1区、国道222号線から県道54号酒谷榎原線に入って50m程進んだ宅地になります。居宅の保存登記年月日が、該当事項1、農地法施行以前から農地以外の土地であると判断しました。ご審議方よろしくお願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。	

	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号2番について説明いたします。16日に現地調査を行いました。申請地は南郷駅から国道448号線を10kmほど行った夫婦浦トンネルを抜け、右側にある亜熱帯支場に上る道路を200mほど行った道路下になります。申請地は、雑木と竹に覆われて、該当事項4番、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地と判断しました。ご審議方よろしく申し上げます。
	議 長	ただ今、各担当委員から非農地証明願について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようですので、議案5号について証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号について承認することに決定しました。
10:35	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。事務局説明をお願いします。
	事務局	《報告事項》
10:54	議 長	以上で総会の全てを終了します。

第7回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

平賀祐史 

署名委員

高橋悟 

山本博己 